

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程を公布する。

平成27年4月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

京都市上下水道局管理規程第2号

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局専決規程の一部を次のように改正する。

別表第2営業所長の項中第2号から第5号までを削り、第6号中「水道メーターの設置及び取替えに関する事」の右に「(技術的事項に関する事は除く。)」を加え、第6号を第2号とし、第7号及び第8号を削り、第9号を第3号とし、第10号から第15号までを6号ずつ繰り上げ、第16号及び第17号を削り、第18号を第10号とする。

附 則

この規程は、平成27年5月7日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)